

判決年月日	平成28年12月7日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成28年(行ケ)10011号		
<p>○ 発明の名称を「掘削土飛散防止装置」とする発明について、主引用発明と副引用発明とは、目的及び使用態様が相違するから、組み合わせる動機付けを欠き、本件発明は主引用発明に基づいて容易に発明をすることができないなどとした事例。</p>			

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特許第4553629号, 無効2013-800233号

判 決 要 旨

発明の名称を「掘削土飛散防止装置」とする本件発明に係る被告の特許について、原告から特許無効審判請求がされ、特許庁は、本件発明は、主引用発明及び副引用発明（引用発明6）に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものではないなどとして、不成立審決をした。本判決は、本件発明と主引用発明との相違点2について、以下のように判断するなどして、本件審決に誤りはないとした。

(1) 目的の相違

引用発明6のリーダレスオーガ削孔機において採用された、新規なジャバラ筒保持手段、すなわちワイヤーの一端を筒状部の下端近傍に連結し、他端を巻き取り装置に連結させるという構成は、ジャバラ筒下端と地表との間を所定の高さに保持することにより、堆積土砂の取除きや、オーガスクリュアの羽根上の土砂の取除き作業を行うためのものである。よって、引用発明6の掘削土飛散防止装置は、堆積土砂の取除きや羽根上の土砂の取除き作業を行うことを目的とするものということができる。

一方、引用発明の伸縮カバー(34)は、押し上げられた土砂(17)を、中空コンクリート杭(1)との間を通して落下させ、中空コンクリート杭(1)の周囲に堆積させるという土砂の飛散を防止する目的を有するものということができるものの、堆積土砂の取除き作業等を行うことを目的とするものということはできない。

このように、引用発明6の掘削土飛散防止装置は、堆積土砂の取除きや羽根上の土砂の取除き作業を行うことを目的とするものである一方で、引用発明の伸縮カバー(34)がこのような目的を有するということはできない。

(2) 使用態様の相違

引用発明6の掘削土飛散防止装置のジャバラ筒4は、削孔作業中、下端と地表との間に所定の高さを有するのに対し、引用発明の伸縮カバー(34)は、掘削時、下端が掘削場所の周囲を覆うように設置され、接地しており、使用態様が相違する。そして、作業中、筒状部の下端を所定の高さに維持することを前提とした引用発明6の掘削土飛散防止装置を、筒状部の下端を接地させる引用発明に適用することは直ちに想到できるものではない。

(3) 動機付けについて

引用発明 6 の掘削土飛散防止装置は、堆積土砂の取除きや羽根上の土砂の取除き作業を行うことを目的とするものである一方で、引用発明の伸縮カバー(34)がこのような目的を有するという事はできないほか、引用発明 6 の掘削土飛散防止装置のジャバラ筒 4 と、引用発明の伸縮カバー(34)とは、作業中、下端が接地しているか否かで使用態様も異なるものであるから、引用発明 6 の掘削土飛散防止装置を引用発明の伸縮カバー(34)に組み合わせようとする動機付けは存しないというべきである。

したがって、引用発明において相違点 2 に係る本件発明 1 の構成を備えるようにすることを、引用発明 6 に基づいて当業者は容易に想到することができない。